

取引約款

サクソバンク証券株式会社



SERIOUS TRADING. WORLDWIDE.

## 目次

<b>概要</b>	<b>4</b>
1. 用語の定義及び解釈	4
2. リスクの確認	5
3. お客様の区分及び投資家保護	5
<b>サービス及び取引</b>	<b>6</b>
4. サービス	6
5. 助言又は推奨の不存在	6
6. 注文及び指図	6
7. 取引関係及びコミュニケーション	7
8. 委任状	8
9. 取引プラットフォームの使用	9
10. 口座及び送金	9
11. 建玉 - 注文の拒絶、決済及びロールオーバー処理	10
12. 価格、エラー及び条件の変更	11
13. 一括発注及び分割発注	12
14. イントロデュースング・ブローカー	12
15. 取引報告書作成の委託	13
<b>諸費用等</b>	<b>13</b>
16. 手数料、諸料金等	13
17. 利息及び外貨両替	13
<b>必要証拠金額、自動ロスカット、差入担保及びその処分、差引計算</b>	<b>14</b>
18. 必要証拠金額及び自動ロスカット	14
19. 差入担保及びその処分	15
20. 差引計算	16
<b>保証、免責及び債務不履行</b>	<b>16</b>
21. お客様の表明及び保証並びに禁止行為	16
22. 期限の利益の喪失	17
23. 免責及び責任制限	18

<b>雑則</b>		<b>19</b>
24.	利益相反	19
25.	秘密保持、個人情報及び会話の録音	19
26.	取消権の不存在	20
27.	本約款の変更	20
28.	解約	20
29.	規制当局及び保証制度	20
30.	紛争及び苦情	20
31.	準拠法及び管轄	21
32.	本約款の位置付け、その他の適用規程等	21
<b>別紙</b>		<b>22</b>
33.	外国為替証拠金取引	22
34.	外国為替オプション取引	22
35.	貴金属証拠金取引	24
36.	貴金属オプション取引	24
37.	株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引	25
38.	商品CFD取引	26
39.	株価指数先物取引・通貨先物取引・金利先物取引	27
40.	海外商品先物取引	27
41.	外国証券売買取引	28

## 概要

## 1. 用語の定義及び解釈

- 1.1 本取引約款（別紙を含め、以下「本約款」と言います。）において、次の用語は、文脈上他の意味を有する場合を除き、以下の意味を有することとします。
- i. 「本口座」とは、10.1 に定める意味を有します。
  - ii. 「本契約」とは、本約款にもとづいてお客様と当社の間で締結された契約を言います。
  - iii. 「本取引」とは、特に指定がある場合を除き、別紙の 33 から 41 で規定する取引の総称を言います。
  - iv. 「自動ロスカット」とは、18.2 に定める意味を有します。
  - v. 「差金決済」とは、転売又は買い戻しを行い、買付総代金と売付総代金の差額だけを受け払いすることによって建玉を決済する行為を言います。
  - vi. 「商品先物取引法」とは、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）を言います。
  - vii. 「CFD」「CFD取引」「オーバーナイト金利」「借入金利」「配当等調整金」「コーポレートアクション」とは、取引説明書の「第 3 章 株価指数 CFD 取引・個別株 CFD 取引・債券 CFD 取引・その他証券 CFD 取引・商品 CFD 取引」の中で説明されている当該用語を指します。
  - viii. 「お客様」とは、当社の顧客である、自然人又は法人を言います。
  - ix. 「クライアント」とは、サーバーに接続するために使用のお客様のパーソナルコンピュータ又は携帯端末（スマートフォン及びタブレット）を言います。
  - x. 「取引所」とは、株価指数先物取引、通貨先物取引、金利先物取引、商品先物取引又は証券取引が行われる市場を開設する国内又は海外の取引所を言います。
  - xi. 「先物取引」とは、株価指数先物取引、通貨先物取引、金利先物取引及び商品先物取引の総称を言います。
  - xii. 「決済取引」とは、18.1(vi)に定める意味を有します。
  - xiii. 「担保」とは、当社に預託され、又は当社が保有もしくは管理する、(i) 取引証拠金等の現金、(ii) 有価証券又は金融商品、(iii) お客様の未決済の本取引の価額、(iv) 当社が受け入れた保証又

- は免責、及び(v) お客様のその他の資産、を言います。
- xiv. 「秘密情報」とは、両当事者及びその関係、並びに、両当事者間のすべての取引に関する一切の情報（個人情報を含みます。）を言い、当社、サクソバンク・グループ及びお客様の事業、投資、資金調達に関する情報を含みます。
  - xv. 「カバー取引」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 94 条第 1 項第 1 号に定める意味を有します。
  - xvi. 「期限の利益の喪失」とは、22.1 及び 22.2 に定めるいずれかの事由が生じた場合を言います。
  - xvii. 「例外的な市場の状況」とは、(i) 規制市場もしくは取引所の停止又は閉鎖、(ii) 当社が相場その他の価格に関連するとする事由、サービスもしくは情報の放棄又は不具合、(iii) 建玉又は原市場における過度な変動、(iv) 12.2(i) 又は 12.3(i)に定める状況、及び(v) 当社が(i)-(iv)の事由の発生を合理的に予想する場合、を言います。
  - xviii. 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）を言います。
  - xix. 「先入れ先出しの原則」とは、「先入先出法」を指し、当社が同じ特徴を有する複数の取引を決済する場合、原則として最も古い取引を最初に決済することを意味します。
  - xx. 「不可抗力事由」とは、当社の機能の一部のみがその影響を受ける場合であるか否かにかかわらず、当社の合理的な制御の範囲を超える異常で予測不能な事由を言い、通信の不具合又は停止等の技術的障害、公共施設の障害、宣戦布告された又は差し迫った戦争、反乱、社会不安、自然災害、新法の制定、当局が講じる措置、ストライキ、ロックアウト、ボイコット又は封鎖（当社が相手方当事者であるかどうかを問いません。）などを含みます。
  - xxi. 「イントロデュースング・ブローカー」は、金融サービス提供者（金融商品取引法、商品先物取引法又はその他の適用法令に基づき登録され、もしくは免許を有する者）又は他の団体で、以下の各号の業務に関して、当社又はお客様から報酬を受け取る者を言います。
    - (i) 当社へのお客様の紹介
    - (ii) お客様に対する投資助言の提供
    - (iii) 当社に対するお客様の取引の執行
    - (iv) お客様のために、投資判断に基づき、当社に対し投資の指図を行うこと

- xxii. 「メイン口座」とは、18.1iv に定める意味を有します。
- xxiii. 「取引証拠金」とは、本取引を行うためにお客様が当社に担保として預託する証拠金、保証金その他の金銭を言います。
- xxiv. 「必要証拠金額」とは、18.1(viii)に定める意味を有します。
- xxv. 「市場」とは、原資産が取引される市場を言います。
- xxvi. 「純資産」とは、18.1(viii)に定める意味を有します。
- xxvii. 「未決済建玉」とは、18.1(viii)に定める意味を有します。
- xxviii. 「差入担保」とは、19.1 にしたがって、当社のために設定された第一順位の担保を言います。
- xxix. 「建玉」とは、本取引における未決済の約定を言います。
- xxx. 「取引当事者」とは、本取引の相手方である個人又は法人を言います。
- xxxi. 「転売」とは、既存の買建玉に対する売りの約定を成立させる行為、「買い戻し」とは、既存の売建玉に対する買いの約定を成立させる行為を言います。
- xxxii. 「サクソバンク」とは、当社の親会社でデンマーク王国コペンハーゲンに本社を置く SAXO BANK A/S 又はその支店を指します。
- xxxiii. 「サクソバンク・グループ」とは、サクソバンク・グループを構成するすべての事業体（本社、支店、子会社、駐在員事務所その他の事業体を含みます。）を言います。その情報は、サクソバンクのウェブサイト [www.home.saxo](http://www.home.saxo) で閲覧することができます。
- xxxiv. 「当社」とは、サクソバンク証券株式会社を言います。
- xxxv. 「サーバー」とは、本システムの中央処理コンピュータを言います。
- xxxvi. 「決済・取引確認」とは、当社がお客様に発行する、注文の執行及びお客様による本取引の約定を確認する通知を言います。
- xxxvii. 「スワップポイント」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引」の中で説明されている当該用語を指します。
- xxxviii. 「本システム」とは、本取引を行うために当社がお客様に提供する電子取引プラットフォームを言います。
- xxxix. 「取引説明書」とは、金融商品取引法第37条の3に基づき当社が交付する「取引説明書」を言い、当社のウェブサイト <https://www.home.saxo/ja-jp> で開示され、随時改定されます。
- xl. 「本取引」とは、次の取引を言います。ただし、別紙第33条から第41条の各条においては、各条に該当する取引のみを意味することとします。
- (i) 外国為替証拠金取引
  - (ii) 外国為替オプション取引
  - (iii) 貴金属証拠金取引
  - (iv) 貴金属オプション取引
  - (v) 株価指数 CFD 取引
  - (vi) 個別株 CFD 取引
  - (vii) 債券 CFD 取引
  - (viii) その他証券 CFD 取引
  - (ix) 商品 CFD 取引
  - (x) 株価指数先物取引
  - (xi) 通貨先物取引
  - (xii) 金利先物取引
  - (xiii) 海外商品先物取引
  - (xiv) 外国証券売買取引
- xli. 「原資産」とは、本取引の価格の指標となる取引を言います。
- 1.2 本約款において者という場合、企業、法人格のない社団、組合、その他の法人及び個人を含むこととします。
- 1.3 本約款の見出しは参照のためのものであり、本約款の内容又は解釈に影響を与えないものとします。
- 1.4 本約款において、施行令、施行規則、政令又は内閣府令等の法令を引用する場合、改正された法令を含むものとします。

## 2. リスクの確認

- 2.1 お客様は、本契約を締結する前に、当社がお客様に交付する本約款及び取引説明書等の説明資料を熟読してそれらの内容を理解し、本取引のしくみ、リスク（危険性）及び特徴等を十分に把握したうえ、お客様独自の判断と責任において本取引を行うこととします。

## 3. お客様の区分及び投資家保護

- 3.1 当社は、金融商品取引法及び商品先物取引法に基づき、お客様を、(i) 金融商品取引法において定める特定投資家、商品先物取引法において定める特定委託者及び特定当業者等の高度な投資判断能力を有する投資家、並びに(ii)高度な投資判断能力を有する投資家以外のお客様、の二種類に区分します。

- 3.2 当社は、前項のお客様の区分に応じて、それぞれのお客様を、法令に基づき異なる水準で保護します。高度な投資判断能力を有する投資家であるお客様は、豊富な経験と高度な知識を備え、自身のリスクで判断する能力を有しているため、高度な投資判断能力を有する投資家以外のお客様よりも法令に基づく保護の水準が軽減されます。
- 3.3 当社は、金融商品取引法又は商品先物取引法に基づき、一定のお客様に対し、区分の変更が可能であることを告知し、法令に基づくお客様保護の水準を高め又は軽減する機会を提供します。
- 3.4 当社がお客様に提供するサービスは顧客の区分によって異なること、及び、すべてのサービスがすべての種類のお客様に提供されるものではないことを、お客様は確認することとします。

## サービス及び取引

### 4. サービス

- 4.1 本約款は、お客様と当社との間で行う本取引及びそれらを総合した取引について次のとおり定めています。
- i. 本文（第 1 条から第 32 条）：すべての本取引に共通する条項
  - ii. 別紙（第 33 条から第 41 条）：特定の種類の本取引に適用される条項
- 4.2 お客様と当社は、本約款の定めに従って各取引及びそれらを総合した取引を行うこととします。
- 4.3 本取引（ただし先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）はお客様と当社の相対取引です。当社は、カバー取引をサクソバンクと行いますが、お客様はサクソバンクに対する償還請求権を有しません。
- 4.4 当社は、お客様の先物取引及び外国証券売買取引に係る注文をお客様の計算で当社名義でサクソバンクに取次ぎ、サクソバンクは関連する海外市場へお客様の注文を媒介、取次ぎ又は代理します。
- 4.5 本約款のその他の規定にかかわらず、サービスの提供にあたって、お客様と当社は、金融商品取引法その他日本国における法令等並びに一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会及び日本商品先物取引協会の規則を遵守することとします。

### 5. 助言又は推奨の不存在

- 5.1 当社は、別段の合意がある場合を除き、お客様に対し注文執行業務のみを提供します。当社は、本取引又はサービスに関して個別の助言、調査、情報の提供又は推奨を行いません。
- 5.2 当社はお客様に対し、税務関連事項についていかなる助言も提供しません。当社は、お客様が、お客様自身の税務アドバイザー、監査人又は法律顧問から、各々のサービスに係る税務上の問題について、独立した助言を入手することを推奨します。
- 5.3 お客様は、(i) 当社による推奨及び情報提供が投資助言を構成しないこと、(ii) 当該推奨及び情報提供が、信頼性が高いと当社が考える情報源からの情報に基づくものであっても、一ブローカーの意見のみを根拠としている可能性があること、及び、(iii) お伝えした情報が不完全もしくは未検証であり、又は検証できない可能性があること、を確認し、認識し、承諾します。

### 6. 注文及び指図

- 6.1 本取引に係るお客様の指図及び照会については、取引証拠金の返還に係る指図を除いて、本システムにより行うこととします。お客様は、当社がそれ以外の方法による指図及び照会を受け付けないことにあらかじめ同意することとします。
- 6.2 前項の定めにかかわらず、当社があらかじめ指定した場合には、お客様は面談、電話、ファクス、電子メール、その他類する方法のうち当社が指定した方法で、本取引に係る指図及び照会を行うことができます。
- 6.3 取引証拠金の返還に係る指図については、当社があらかじめ指定する方法で行うこととします。
- 6.4 お客様は、本システムに更新版があるときは速やかに更新処理を実施し、常に本システムを最新の状態に保つこととします。
- 6.5 お客様は、本システムがお客様に提供する機能の範囲でお客様ご自身による判断及び指図で本取引を行うこととします。
- 6.6 お客様の本取引に係る指図は、サーバーに接続されたお客様のクライアントに指図内容が入力され送信され

た後、サーバーがその入力内容を受信した時点で受付けられたこととします。お客様の指図及び注文は、当社がこれを受け付けた時点で、お客様に対する拘束力を有します。お客様がまだ約定していない指図又は注文の取消を希望する場合、お客様は当社に連絡をとり、注文の取消を依頼することができますが、当社は当該指図又は注文を取り消す義務を負いません。お客様が取消の確認書を当社から受け取るまで、指図又は注文は取り消されません。

- 6.7 本取引の約定日は、本取引の成立を当社が確認した日とします。お客様に提供された決済・取引確認のみが、当社による本取引又は注文の約定を確認するものとなります。お客様が本システム経由で指図を送信した場合、本システムによる確認は、本取引又は注文の約定の確認とはなりません。
- 6.8 お客様が指図又は注文を出したはずであるのに、決済・取引確認を受け取っていない場合には、お客様は、直ちに当社に連絡する必要があります。お客様から直ちに連絡がない場合、注文又は本取引は、たとえ当社が受領していたとしても、当社の裁量によって、なかったものとみなされる場合があります。
- 6.9 注文が当社において滞りなく処理される限り、インターネットの状況、時差、取引時間、市場の取引状況等の理由によりお客様の発注日時と約定日時とが異なっても正常な処理とします。
- 6.10 当社とお客様の取引（ただし、先物取引及び外国証券売買取引を除きます。）は、カバー取引の成立を必要条件とします。したがって、注文の執行後であっても、それに対応するカバー取引が成立しなかった場合は、当社とお客様の取引も成立しません。また、カバー取引の唯一の相手方であるサクソバンクが当社とのカバー取引に応じ得なくなったときは、お客様の当社への注文は受け付けられないか、又は受け付けられても執行はされません。お客様は以上のことについてあらかじめ了承することとします。
- 6.11 お客様は、先物取引及び外国証券売買取引について、取引所、その会員、又は当社の唯一の直接の取次先であるサクソバンクが当社からの取次ぎに応じ得なくなったときは、お客様の当社への注文が受け付けられない場合又は執行されない場合があることをあらかじめ了承することとします。
- 6.12 当社は、注文の受付状況やその執行結果等を本システムで表示しますが、即時性や利便性も勘案されていることに起因して、価格が急変動した場合などは

必ずしも確定した情報を表示していない場合があります。

- 6.13 当社は、第 12 条にしたがい、お客様との取引において成立した取引価格を変更することができるものとします。
- 6.14 当社は、サクソバンクが取引価格の提示を停止した場合には、お客様に対する取引価格の配信を停止します。またその後サクソバンクが取引価格の提示を再開した場合には、当社も取引価格の配信を再開します。
- 6.15 お客様は、28.1(i)に定める解約に係る指図、18.1(viii)に定める取引証拠金の返還に係る指図及び 33.9、34.9、35.9、36.9、37.9、38.9、39.9、40.9 又は 41.6 に定める注文に係る指図を行う場合並びに法令等に定められた場合を除いて、当社に対して指図を行うことはできません。
- 6.16 当社は、取引説明書に記載される様々な種類の注文を受け付けており、かかる注文は取引説明書にしたがって執行されます。なお、指値注文及び逆指値注文は、お客様が指定した価格又は数量で約定することを保証するものではなく、お客様が期限の利益を喪失しないかぎり、取引説明書にしたがって執行されます。
- 6.17 お客様は、(i) 自身が出したすべての注文及び指図、(ii) お客様の名前でインターネット経由で送信したすべての情報の正確性、及び、(iii) お客様を特定するために実施されたパスワードその他の個人識別情報、について責任を負うこととします。
- 6.18 お客様の指図にしたがって行う処理が、適用法令（マネーロンダリング及びインサイダー取引に関する法令等を含みます。）に違反すると当社が合理的に考える場合、当社は、お客様の指図にしたがって処理することを拒否することができます。また、当社は、お客様の指図にしたがって行う処理が、お客様又は当社の経済的健全性を危険にさらすと考えた場合、かかる処理を拒否することができます。

## 7. 取引関係及びコミュニケーション

- 7.1 当社は、お客様に交付することとして金融商品取引法又は商品先物取引法に規定されている下記の書面等について、同法の規定に基づいて、書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項（本第 7 条において以下「記載事項」と言います。）を電子情報処理

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」と言います。）により提供（本第 7 条において以下「電子交付」と言います。）させていただくことについて、お客様の本約款への同意をもってお客様が承諾したものとし、下記に定める記載事項について電子交付を行います。

- i. 契約締結前の交付書面  
本約款及び取引説明書もしくはそれらの変更に関する書面
- ii. お客様の注文約定に係る書面  
取引報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 又は商品先物取引法第 220 条に基づく書類）
- iii. お客様のお取引及び証拠金残高に係る書面  
取引残高報告書（金融商品取引法第 37 条の 4 又は商品先物取引法第 220 条に基づく書類）
- iv. お客様から預託された証拠金に係る書面  
証拠金受領書（金融商品取引法第 37 条の 5 又は商品先物取引法第 220 条の 2 に基づく書類）
- v. その他  
当社が定める書面

7.2 お客様は、当社から電子交付された書面の記載内容を確認する義務を負っています。お客様は、それらの記載内容に異議がある場合は、当社が諾否の回答期限を定めていた場合にはその期限までに、それ以外の場合には当該電子交付の日から当社の 10 営業日以内に、当社に対して電子メール又は書面によりその旨を申し出ることとします。上記期間内に申し出がなされなかった場合は、お客様はそれらの電子交付の内容を確認し承認したものとみなします。

7.3 電子交付の具体的方法は次のとおりとします。

- i. 7.1 (i)及び(v)については、当社ウェブサイトからリンク等により接続される閲覧ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供します。
- ii. 7.1 (ii)から(iv)については、当社が契約するデータセンターでのデータベース上に、お客様の認証を必要とする顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項をお客様の閲覧に供します。
- iii. その他当社が定めるものについては、前各号いづれかに定める方法によります。

7.4 お客様は、当社に届け出た氏名又は名称もしくは商号、印章もしくは署名、住所もしくは事務所の所在地、電話番号、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは遅滞なく、当社に対し電子メール又は書面によりその旨の届出をすることとします。届出がなされなかった場合は、当社は、お客様に事

前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができるものとします。

7.5 お客様が当社に届け出た住所又は事務所あるいは電子メールアドレスにあて、当社によりなされた諸通知は、転居、不在、電子メールアドレスの変更その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

7.6 当社は、本取引に関連してお客様に通知すべき重要事項（取引の方法・条件・仕様等に関する事項や法令諸規則に関する事項又はお客様の取引状況に関する事項等を含みますが、これらに限りません。）がある時は、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によって行います。電子メールによる場合はお客様が当社に届け出た電子メールアドレスに送信します。

7.7 お客様が当社に届け出ることができる電子メールアドレスは一つだけです。また、当社からの通知はすべてその電子メールアドレス宛に行います。お客様はそれ以外の電子メールアドレスを指定することはできません。

7.8 お客様は、7.6 に定める電子メールの受け取りを拒否することはできません。ただし、本取引に直接に関連せず重要度も低い場合（例えばキャンペーン企画やセミナー開催の案内を行う場合等。）を除きます。

7.9 7.6 から 7.8 の規定にかかわらず、当社は、当社の判断に基づき、7.6 に定める方法に加え、郵送によって重要な通知等を行うことができるものとします。

## 8. 委任状

8.1 お客様が、第三者に対し、お客様の口座において取引することを許可することを希望する場合、お客様は、当該第三者に対し、委任状を交付することとします。このような場合、当社の委任状書式を使用することとし、当該第三者が必要な金融商品取引法、商品先物取引法その他の適用法令に基づく免許又は登録を有するイントロデュースング・ブローカーであることが要件となります。委任状の交付については、当社の承認を受ける必要があります。お客様の本口座において当該第三者が取引することを当社が承認したとき、当社は、新しい個人ユーザーID 及びパスワードを承認された委任状の保有者に発行します。当社は、お客様一名につき一通の委任状のみを登録します。お客様が当該委任状の取消、委任範囲



の変更、又は受任者の変更を希望する場合、その旨を書面で当社に通知する必要があります。

- 8.2 当社は、お客様が権限を与えた者からの指図を受け、かつ、権限を与えられているとみられる者に付与された委任状に依拠する権利を有することとします。
- 8.3 お客様は、お客様の代理人として当社に指図するための明示又は黙示の委任状を保有する者の指図によって当社が被った損害につき、当社に対する責任を負います。

## 9. 取引プラットフォームの使用

- 9.1 クライアント、オペレーティングシステム、インターネット接続等が遵守すべき技術上の要件は、当社のウェブサイトに掲載します。
- 9.2 お客様は、本システムにログインする際は、ご自身のユーザーID 及びパスワードを入力する必要があります。お客様は、パスワードを記憶することとします。誤ったパスワードを続けて 5 回入力すると、接続が自動的に終了し、そのユーザーID はブロックされます。当社は、可能な場合は接続の終了及びブロックの前に、不可能な場合は接続の終了及びブロックの直後に、接続が終了され、かつブロックされること及びその理由をお客様に通知します。ただし、かかる通知を行うことについて、セキュリティ上問題がある場合はこのかぎりではありません。
- 9.3 本システムの無断の使用又はお客様のパスワードを第三者が悪用していることをお客様が知り、又はその疑いをもった場合、お客様は、パスワード、口座及び本システムを停止するよう、直ちに当社に電話で連絡をとることとします。本システムの停止は、他者によるアクセスを防止するための措置です。そのため、本システムの停止の前に本システムに発注された未決済の注文及び建玉は、お客様が具体的に別段の要求を行わないかぎり、停止による影響を受けません。パスワードが停止された時点で、お客様は新しいパスワードを請求することができます。
- 9.4 お客様はパスワードの秘密を守り、第三者にお客様の本口座又は本システムへアクセスさせない義務を負います。
- 9.5 9.7 及び強制力のある法令の適用がある場合を別として、お客様は、お客様のパスワードを使用して発注又は登録された注文及び本取引につき、かかる使用が不正であったと証明されたとしても、当社に対す

る責任を負い、また、その他の無断の使用についても当社に対する責任を負います。

- 9.6 本システムを使用する権利は、個別に付与された権利であるため、お客様は、他者がお客様のユーザーID 及びパスワードを使用することを許可しないこととします。
- 9.7 お客様は、本システムの悪用又は無断の使用について、その発生前に 9.3 に基づく通知を当社に行い、当社が対処するための合理的な時間を与えていた場合、その責任を負わないこととします。

## 10. 口座及び送金

- 10.1 お客様は、当社と本取引を開始するにあたっては、当社にお客様の本取引に係る取引口座（以下「本口座」と言います。）を開設することとします。
- 10.2 本口座は取引の種類に基づいて区分されたサブ口座で構成されます。お客様はサブ口座を取捨選択することはできませんので、お客様の本口座にはすべてのサブ口座が含まれます。サブ口座の計算は個別に管理され、取引の評価損益等は合算されません。なお、取引の種類が同じでも取引条件等に差異が設けられる場合があり、その場合はサブ口座も分けて設定されます。
- 10.3 18.1 に定める取引証拠金、18.2 に定める自動ロスカット、11.8 に定める強制決済、22.1 及び 22.2 に定める期限の利益を喪失した場合の決済等の取り扱いは、サブ口座ごとに適用されます。11.4 に定める計算上の損金の上限に達した場合の決済の取扱いは、本口座ごとにサブ口座の損益を合算して適用されます。その他本約款に定めのない事項の取り扱いについては、当社の定める基準に従うものとします。
- 10.4 本口座開設の可否は、当社が独自に判断し決定することとします。
- 10.5 お客様が次の各号のいずれかに該当するときは本口座の開設を申し込むことができません（ただし当社が事前に了承した場合を除きます。）。本口座の開設後に該当することが判明した場合ないしは当社が合理的理由に基づき該当する可能性が高いと判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。
- i. お客様がご自身で固有の電子メールアドレスを所有していない。

- ii. お客様が日本国内に居住していない（ただし個人の場合に限ります。）。
  - iii. お客様が内国法人ではないか内国法人であっても代表取締役及び取引担当者が日本国内に居住していない（ただし法人の場合に限ります。）。
  - iv. お客様が反社会的勢力の一員であるか又は反社会的勢力と交友関係を有する。
  - v. お客様が本取引をマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する可能性がある。
  - vi. 法律上の行為能力を有しない（ただし個人の場合に限ります。）。
  - vii. お客様がご自身で本取引に係る判断や決定を行わない。
- 10.6 お客様（送金者）の本人確認を確実にを行うために、お客様の本口座と他の銀行にあるお客様自身の口座との間の資金の移動のみを当社が認めることについて、お客様はこれを了承し承諾します。このとき、当社は、入金先であるお客様及び本口座を特定するために、送金に関する十分な情報を送金元銀行から受け取る必要があります。そのため、入金先であるお客様及び本口座を当社が適切に特定することができた場合に限り、送金された資金を入金することができることをお客様は了承し、承諾します。
- 10.7 前項の定めにかかわらず他人名義入金が行われた場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により取引証拠金から当該入金額を差し引きます。お客様は、これにより生じた結果（18.2に定める自動ロスカットの対象となったり注文が発注できなかったりする場合を含みますが、これらに限りません。）はすべてお客様に帰属することにあらかじめ同意し、当社は一切その責を負わないこととします。
- 10.8 同一のお客様が複数回にわたって他人名義入金を繰り返した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。
- 10.9 送金された資金については、完全かつ正確な指図を条件として、適用法にしたがい、当社が受け取った後遅滞なくお客様の本口座に入金され、お客様は当該資金を使用することができます。当該資金が、お客様の本口座に入金されお客様が利用できるようになる前に、お客様の必要証拠金額に算入されることはありません。
- 10.10 お客様の本口座に対する支払いは、当社が当該金額を受け取ることを条件として、当社が本口座に入金
- します。この規定は、支払いの受領書その他の通知又は支払請求書に明記されているかどうかを問わず、適用されます。
- 10.11 お客様は、ご自身の銀行口座について完全かつ正確な情報を事前に当社に登録しなければならないことを了承し承諾します。お客様の本口座からの支払いは常に当該登録された銀行口座に対して行われます。
- 10.12 お客様は、送金元銀行が資金を送金してから当社が資金を受け取り、お客様の本口座に入金するまでに要した日数について当社が責任を負わないことを確認します。
- 10.13 お客様は、当社が送金してから受取銀行の口座に資金が入金されるまでに要した日数について当社が責任を負わないことを確認します。
- 10.14 お客様は、受取金融機関又はその中継金融機関を原因とする遅延及び誤りに起因するコストについてお客様が責任を負うことを了承し承諾します。
- 10.15 お客様には、例外的な市場の状況、不可抗力事由及びこれに類する事由が、資金の移動の遅延をもたらす可能性があることをご承認いただくこととします。当社は、かかる遅延について責任を負いません。

## 11. 建玉 - 注文の拒絶、決済及びロールオーバー処理

- 11.1 当社は、米国東部標準時における月曜日から金曜日の午後5時よりロールオーバー処理を行います（ただし一部の取引銘柄並びに当社が指定する日を除きます。）。ロールオーバー処理では次の各号の処理が行われます。ただし取引の状況や取引の種類によっては該当する処理がない場合もあります。
- i. 決済済み建玉の取消し及び未決済建玉の繰越し
  - ii. 11.2に定める損益金の振替
  - iii. 11.3に定める取引手数料の振替
  - iv. 33.11、35.11及び37.11に定める振替
- 11.2 当社は、決済取引が行われた場合、ロールオーバー処理において、その決済取引の結果発生した損益金を取引証拠金に振り替えます。益金は取引証拠金に加算し、損金は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。
- 11.3 当社は、本取引において取引手数料などの費用が発生した場合は、ロールオーバー処理において、取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによ

て取引証拠金の額が減少することにあらかじめ同意することとします。

- 11.4 お客様は、未決済建玉に係る計算上の損金の合計額が当社の定める金額に達した場合には、当社が、お客様の計算において、お客様が本口座を通じて行っている取引の一部又は全部を決済するために必要な転売又は買い戻しを行う場合があることに、あらかじめ同意することとします。
- 11.5 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合、当社がお客様の建玉を決済する順序に関し、当社の裁量により決定されることにあらかじめ同意することとします。
- 11.6 お客様は、11.4 に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。
- 11.7 お客様は、未決済建玉に係る計算上の損金の合計額が当社の定める金額に達した場合には、当社が、お客様の未約定の注文を取り消す場合があることにあらかじめ同意することとします。
- 11.8 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座を通じて行っている取引の全部又は一部を決済するために必要な転売又は買い戻しを行うこと、及びお客様に事前に通知することなく、当社の裁量により、お客様の未約定の注文を取り消すことに、あらかじめ同意することとします。当該決済によって確定した損失についてはお客様が責任を負います。
- i. 22.1 に基づき期限の利益を喪失したとき。
  - ii. 本取引に係る当社のカバー取引の唯一の相手方であるサクソバンクが当社とのカバー取引に応じ得なくなったとき。
  - iii. 取引所、その会員、又は海外商品先物取引に係る唯一の直接の取次ぎ先であるサクソバンクが当社からのお客様の委託注文の取次ぎに応じ得なくなったとき。
  - iv. 当社がお客様の意思を1年を超えて確認できないとき。
  - v. お客様が本約款その他一切の当社との取り決めに違反したとき。
  - vi. 18.1(i)の定めにより当社が取引証拠金の預託を請求した場合に、当社が指定する期日までにお客様が必要な取引証拠金を預託しなかったとき。
  - vii. 先物取引において、該当するサブ口座の時価評価額が当社の定める証拠金額を下回り、お客様

が必要な資金を当社が指定する日時までに当該サブ口座に追加しなかったとき。

- viii. 先物取引において、当社が指定する取引最終日を越えてお客様が建玉を保有しているとき。
- ix. 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が必要と判断したとき。

- 11.9 お客様は、次の事由が生じた場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様のユーザーIDを停止することができることに、並びに当該停止したユーザーIDについては、当社の判断により停止を解除することができることに、あらかじめ同意することとします。なお、当社がユーザーIDを停止するにあたってお客様の本口座に取引証拠金が残存している場合は、当社はその全額をお客様に返還する手続きを行った後にユーザーIDを停止します。
- i. お客様が建玉を保有していない状況が1年を超えて継続したとき。
- 11.10 お客様が、お客様の一以上の既存の未決済建玉に対し、対当する建玉を締結するように当社に指図したとき、当社は、取引説明書に記載のとおり、既存の建玉に関連注文が付帯していないかぎり、対当する建玉を先入れ先出しの原則にしたがって決済します。
- 11.11 お客様は、当社が、11.10の規定に基づき、対当する建玉の全部又は一部を決済する権利を有する（ただし義務は負わない）ことを確認します。
- 11.12 お客様は、新しいもしくはより高額の建玉の注文、又は本取引締結の注文を、当社が（本約款に基づき当社が有するその他の権利に加えて）拒絶する権利を有することを了承し承諾します。当社は、拒絶した注文とその理由についてできる限り速やかにお客様に通知します。

## 12. 価格、エラー及び条件の変更

- 12.1 本取引（ただし先物取引及び外国証券売買取引を除きます。以下本項及び次項において同じです。）では、当社は、市場における取引情勢を指標として、売価格と買価格を常に同時に提示します。売価格と買価格にはスプレッド（価格差）があり、お客様から見た買価格はお客様から見た売価格よりも高くなります。また、本取引における取引対象の価格が急変動する又は流動性が低下するといった状況では、スプレッドが拡大したり価格そのものが提示できなくなったりすることがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。これらのことについて、お客様はあらかじめ了承することとします。

12.2 (i) 当社が提示した価格又は本取引が行われた価格（決済・取引確認において確認される場合を含む）が（例えば、市場の流動性、市場に影響を与える発表、価格提供者からの送信不良、流動性供給者の提示価格又は取引の停止により）時価を反映していない場合（以下、本項において「誤った提示価格」と言います。）又は(ii)例外的な市場の状況が発生し、もしくはその可能性がある場合、当社は、その裁量により、(a) 誤った提示価格で約定した又は約定する予定だった本取引の執行を控え、もしくは取り消し、(b) 本取引を、誤った提示価格もしくは時価を反映していると当社が合理的に考える価格で執行し、又は、(c) 既に約定した本取引を、時価を反映していると当社が合理的に考える価格に変更するかいずれかの対応をとることができます。

12.3 当社が(i) 本取引又は注文を行った時点で価格、手数料その他の料金又は本システムにおける誤りの存在を書面で示すことができる場合、及び、(ii) お客様の取引戦略その他の行動に基づき、お客様が故意に又はシステム的にかかる誤りを利用した又は利用しようとした可能性を示すことができる場合、当社は、以下の各号のうち一又は複数の対策を講じることができます。

- i. お客様に提供される価格のスプレッド及び流動性の調整。
- ii. 手動の方法のみでの気配値の提供等、流動的な即時取引可能な気配値に対するお客様のアクセスを制限すること。
- iii. お客様と当社の取引関係が存在した期間中、かかる行為によって得られた過去の取引利益をお客様の本口座から回収すること。
- iv. 書面の通知をもって直ちにお客様と当社の関係を終了すること。

12.4 当社は、お客様に対し、リアルタイムで取引可能な価格を提供する場合があります。送信の遅延により、当社が提供する価格は、当社がお客様の注文又は指図を受け取る前に変動している可能性があります。当社は、お客様の注文又は指図を約定する価格を、お客様の注文を受け取った時又は当該注文が約定した時の時価に変更する権利を有することとします。

12.5 お客様は、逆指値注文において、市況により実際の約定値がお客様の指定した価格とは同一にならない場合があることにあらかじめ同意することとします。

12.6 お客様は、指値注文において、お客様が指定した価格と当社が提示する価格が一致したときでも、その指値注文の一部又は全部が約定しない場合があることにあらかじめ同意することとします。

12.7 当社が本システムで提供するチャート（価格の動向をグラフ等で表したものと等）が示す価格はあくまで参考値であり、必ずしもその価格で実際に取引が約定したことを意味するものではなく、また取引が約定することを保証するものではありません。

### 13. 一括発注及び分割発注

13.1 当社は、金融商品取引法、商品先物取引法又は他の適用法令にしたがい、お客様の注文を、当社自身の注文、サクソバンク・グループ又は当社関係者（従業員を含む）の注文、及び、その他のお客様の注文と一括して発注する場合があります。

13.2 当社は、お客様の注文を執行するとき、当該注文を分割する場合があります。

13.3 一括発注又は分割発注は、お客様の最大の利益に適うと当社が合理的に考える場合に限って行われます。ただし、場合によっては、一括発注又は分割発注を行ったことで、一括発注又は分割発注を行わずにお客様の注文を約定した場合よりも、結果的にお客様にとって不利な価格となる場合があります。

### 14. イントロデュースング・ブローカー

14.1 お客様が、イントロデュースング・ブローカーを起用していた又はイントロデュースング・ブローカーから当社の紹介を受けていた場合であっても、当社は、お客様とお客様のイントロデュースング・ブローカーとの間の契約について責任を負いません。お客様は、かかるイントロデュースング・ブローカーが、お客様の独立した仲介業者又は代理人のいずれかとして行為すること、及び、かかるイントロデュースング・ブローカーは、当社又は当社のサービスについていかなる表明を行う権限も与えられていないことを確認します。

14.2 お客様は、当社がイントロデュースング・ブローカーに報酬又は手数料（これらはお客様に開示されず。）を支払う可能性があるため、お客様とお客様のイントロデュースング・ブローカーとの間の契約によって追加のコストが発生する可能性があることを、お客様は明示的に確認します。

14.3 お客様は、お客様の本口座においてイントロデュースング・ブローカー又はお客様により実施又は割り当てられた取引についての手数料及び報酬並びに価格又は利息・資金調達レートの調整金を、イントロ

デューシング・ブローカーが差し引く可能性があるため、お客様とお客様のイントロデュースング・ブローカーとの間の契約によってお客様に追加のコストが発生する可能性があることをお客様は明示的に確認します。

- 14.4 イントロデュースング・ブローカーが、お客様とイントロデュースング・ブローカーとの間の合意にしたがい、お客様の本口座から控除を行う場合、当社は、当該合意の存在又は有効性について責任を負いません。
- 14.5 お客様が、イントロデュースング・ブローカーにお客様の本口座を管理させることを希望する場合、お客様は、8.1 にしたがい、当社に委任状を提出することとします。当社は、委任状に基づきイントロデュースング・ブローカーが出した指図に従ったことにつき、又は、イントロデュースング・ブローカーのその他の作為もしくは不作為につき、お客様に対し一切の責任もしくは債務を負わないこととします。
- 14.6 当社は、イントロデュースング・ブローカーによる支払指図、取引その他の行為を、監督又は審査する義務を負いません。
- 14.7 当社は、お客様がイントロデュースング・ブローカーに支払った手数料、報酬、価格及び利息の規模又は妥当性について責任を負いません。

## 15. 取引報告書作成の委託

- 15.1 お客様は、当社が日本国又は海外の取引所もしくは市場の所在する国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他の情報を日本国又は外国の政府機関等あてに報告することにあらかじめ同意することとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力することとします。
- 15.2 当社は、前項の定めに基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について、免責されることとします。

## 諸費用等

### 16. 手数料、諸料金等

- 16.1 お客様は、当社が定める手数料及び公租公課その他の賦課金を、当社の定める日時及び方法により、当社に支払うこととします。
- 16.2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うこととします。

### 17. 利息及び外貨両替

- 17.1 書面によって別途合意する場合を除き、当社は以下の各号を行う責任を負わないこととします。
- i. 担保もしくは本口座の貸方残高又は当社が保有するその他の額に対する利息をお客様に支払うこと。
  - ii. 何らかの額又は本取引に関して当社が受け取った利息をお客様に説明すること。
- 17.2 お客様の建玉の決済や金融商品等の売買によって円以外の通貨で損益等が発生した場合は、その時点での実勢相場に最大 0.5%の両替コストを加えた交換レートで自動的に円に交換されます。
- 17.3 お客様の本口座において不足金が発生した場合、お客様は当社 5 営業日以内に不足金を解消する必要があります。
- 17.4 お客様が、当社 5 営業日以内に不足金を解消しない場合は、以下のルールが適用されます。
- i. お客様の他のサブ口座の余剰金の残高が不足金を解消するのに十分な額である場合、当社は、他のサブ口座の余剰金により不足金を相殺することができることとします。
  - ii. 他のサブ口座の余剰金の残高が不足金を解消するのに十分な額ではない場合、当社はお客様に対して不足金を請求し、お客様は、請求の日から 5 営業日以内に、請求金額以上の額を送金する必要があります。請求の日から 5 営業日後の日（又は当社が指定する他の日）の午後 3 時までに当社に資金が届かない場合、お客様は、期日以降年率 5.0%の割合により計算した遅延損害金を支払う責任を負います。

## 必要証拠金額、自動ロスカット、 差入担保及びその処分、差引計算

### 18. 必要証拠金額及び自動ロスカット

18.1 本取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- i. お客様は、新規に建玉を持つために買い注文又は売り注文を出すときは、あらかじめ、当社が定める額以上の取引証拠金を、当社の定める方法により、当社に預託することとします。必要証拠金額を充足する十分な担保が常に本口座にあるように確保することは、お客様の責任です。当社は、必要証拠金額が充足されていないことをお客様に通知する（マージンコール）場合がありますが、当社に通知する義務はありません。
- ii. 当社は、本口座におけるお客様の資産をすべて取引証拠金として受け入れることとします。
- iii. 取引証拠金として当社が受け入れる通貨の種類は、当社が定めることとします。
- iv. お客様と当社との間の取引証拠金に係る入出金は、すべて外国為替証拠金取引及び外国為替オプション取引のサブ口座（ただし、当社が別途指定する場合はその指定したサブ口座とするものとし、以下「メイン口座」と言います。）を通じて行うものとし、メイン口座以外のサブ口座への直接の入金及びメイン口座以外のサブ口座からの直接の出金はできないものとします。
- v. サブ口座間の取引証拠金の移動は、お客様ご自身で行うものとします。お客様は、行おうとする本取引の種類に応じて、取引証拠金を該当するサブ口座へ移動するものとします。
- vi. 当社は、建玉が決済されることとなる取引（以下「決済取引」と言います。）により損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、当社の定める方法により、当該損益金を取引証拠金に振り替えることができることとします。
- vii. 当社は、本取引に係るお客様の未決済の建玉（以下「未決済建玉」と言います。）に対し、当社の定める日時にその時点の原資産の価格に基づいて時価評価を行います。その計算上の損益金、11.1 から 11.3、33.11、35.11 及び 37.11 に定める振替を行う前の建玉に係る損益金並びに取引に係る手数料等を、取引証拠金と合算して、その時点においてお客様が各サブ口座に預託されている資産の時価（以下「純資産」と言います。）を求めます。
- viii. メイン口座内の純資産の額が、未決済建玉に必要とされる取引証拠金の額（以下「必要証拠金

額」と言います。）を超過する場合において、お客様から当該超過する額の全部又は一部について返還の請求を受けたときには、当社は、取引説明書の定めに従って返還すべき額を計算し、返還すべき額があるときは、当該請求を受付けた日から起算して国内銀行の4営業日以内に、お客様があらかじめ当社に届け出ているご本人名義の銀行等の口座に送金し返還することとします。取引証拠金の返還はメイン口座からのみ行われますので、取引証拠金の返還を希望されるお客様は、必要な取引証拠金をあらかじめメイン口座に移動しておくものとします。ただし、返還すべき額が2億円を超える場合には、以下の扱いとします。

- 1営業日あたりに返還する額の上限（本条において「上限額」と言います。）を原則2億円とする分割払いとします。
  - 同一営業日において他にも返還すべき額が2億円を超える返還請求がある場合には、当社は2億円を按分してそれぞれに上限額を設定します。
  - 当社は独自の判断により上限額を超えて返還することができることとします。
  - 返還が完了する日は返還すべき額等により変動しますが、当社はお客様に返還完了予定日をあらかじめご連絡します。
- ix. あるサブ口座内の純資産の額が、必要証拠金額を超過する場合において、お客様が当該超過する額の全部又は一部について他のサブ口座への移動を希望される場合は、お客様は、本システムで移動の操作をご自身で行うことにより、他のサブ口座への移動を行うことができるものとします。
  - x. 当社は、前2号に定める当社からの送金又はお客様のサブ口座間の資金移動が通常の手続きに従って行われたにもかかわらず遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、一切の責任を負いません。
  - xi. お客様は、本取引に係る未決済の建玉を保有している場合は、当社が定める額以上の取引証拠金を該当する各サブ口座において維持することとし、決済取引等によって取引証拠金の残高が当該額を下回った場合は、当社の請求にもとづき当社の指定する期日までに当社の定める方法により、その下回る額以上の取引証拠金を当該サブ口座に入金又は他のサブ口座から移動させることとします。
  - xii. 当社が必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉に対しても変更後の必要証拠金額が適用されることとします。

- xiii. 前各号に定めるほか、本取引に係る取引証拠金の取り扱いについては、当社の定めるところによることとします。
- 18.2 本取引（ただし外国為替オプション取引と貴金属オプション取引のそれぞれ買いの場合及び外国証券売買取引を除きます。）において、お客様は、純資産の額に対する必要証拠金額の比率（本条において以下「証拠金充当率」と言います。）が当社の定める水準（本条において以下「ロスカット水準」と言います。）に達した場合には、当社が、お客様の計算において、お客様が当該サブ口座を通じて行っている一部又は全部の取引を決済するために必要な転売又は買い戻しを成行注文で行うこと（以下「自動ロスカット」と言います。）に、あらかじめ同意することとします。なお、当社が取引価格の配信を停止した後に再開した場合にあっては、再開と同時に自動ロスカットの対象となることもありえますが、決済は再開後の取引市場の取引状況等に応じて行われます。
- 18.3 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合、当社がお客様の建玉を決済する順序に関し、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により決定されることにあらかじめ同意することとします。
- 18.4 お客様は、18.2 に定める決済は成行注文で行われるため、取引市場の取引状況等によっては当該注文が約定するまでに価格が変動する可能性があること、それにより証拠金充当率がロスカット水準を上回ったり下回ったりする場合がありますこと、及び上回った場合には損失が拡大することをあらかじめ了承することとします。
- 18.5 お客様は、18.2 に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。また、損金額が純資産の額を上回って不足金が発生した場合、お客様は、当該不足金の額を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うこととします。当社が、指定する期日までに当該不足金の支払いを確認できない場合、お客様は、履行期日の翌日より履行の日まで、当社が定める率による遅延損害金を当社に対して支払うこととします。
- 18.6 お客様は、証拠金充当率が当社の定める水準に達した場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を直ちに取消すことにあらかじめ同意することとします。
- 18.7 お客様は、18.2 に定める決済の成行注文とお客様がお客様の意思によって行う注文とは異なる体系により独立して処理されること、またそのために発注と約定の時間的順位は必ずしも一致しないことにあらかじめ同意することとします。
- 18.8 お客様の一以上の未決済建玉に関するエクスポージャーの水準が、市況が不利に展開した場合にお客様の担保によってカバーされない多額の欠損が生じる可能性があるとして当社が考える水準に達している場合、当社は、独自の判断で、(i) 必要証拠金額を引き上げるか、(ii) お客様の一以上又はすべての未決済建玉を決済又は削減することによってお客様のエクスポージャーを引き下げるか、又は、両方を行うことができます。
- 18.9 当社は、さらに、独自の判断で、緊急事態又は例外的な市場の状況が存在すると判断することができます。本約款に基づき当社が有するその他の権利に加えて、当社はとりわけ、(i) 必要証拠金額の引き上げ、(ii) お客様のエクスポージャーの削減、(iii) お客様の未決済建玉の一部又はすべての決済又は削減、及び(iv) 取引の停止、を行うことができます。

## 19. 差入担保及びその処分

- 19.1 お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる取引証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。
- 19.2 お客様が本取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の時限までに履行しないとき、又は 20.1 から 20.5 各項による転売又は買い戻しによりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、当社が、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で担保を処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議を述べないこととし、また当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこととします。
- 19.3 差入担保は、当該担保権が日本法のもとで性格づけられる場合、日本法上、消費貸借とみなされるものとし、担保に関する当社及びお客様の権利義務に関する本約款のすべての規定は、日本法における当該担保の貸主及び借主の権利義務に一致する範囲で準用して解釈されることとします。本約款に基づき当

社に付与される担保、担保権、抵当又は差入担保に言及する場合は、消費貸借における担保の借主としての当社の権利を意味するとみなされることとします。

## 20. 差引計算

- 20.1 お客様が 22.1 各号のいずれかに該当した場合は、11.8 の定めに従い、当社がおお客様の計算において行うすべての取引についての転売又は買い戻しの結果、お客様の当社との又は国内・海外の市場におけるすべての取引は一括して当然に終了します。かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第 20.6 から 20.8 に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。
- 20.2 お客様は、お客様の当社に対する取引に係る債務について、お客様が一部でも履行を遅滞し、当社が 22.2 に定める請求を行った場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が取引口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売又は買い戻しを成行注文で行うことにあらかじめ同意することとします。
- 20.3 お客様は、お客様が 22.2 各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が取引口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売又は買い戻しを、当社に指図して行うこと（ただし、前項の定めにより当社が転売又は買い戻しを行う場合を除きます。）にあらかじめ同意することとします。
- 20.4 お客様は、前項の日時までに、お客様が転売又は買い戻しの指図を行わない場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、お客様が本口座を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な転売又は買い戻しを成行注文で行うことに、あらかじめ同意することとします。
- 20.5 お客様は、20.1 から 20.4 各項の転売又は買い戻しを行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うことにあらかじめ同意することとします。
- 20.6 お客様が、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様と当社の取引

等に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができることとします。

- 20.7 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできることとします。
- 20.8 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び遅延損害金の率については当社の定める利率及び率によるものとし、また債権及び債務の支払い通貨が異なるときに適用する為替相場については、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、お客様の当社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信買相場を適用することとします。ただし、計算実行時に、当該相場がない場合には、それぞれ直前の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場又は対顧客直物電信買相場を適用することとします。
- 20.9 債務の弁済又は 20.6 から 20.8 に定める差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができることとします。
- 20.10 お客様は、お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含みます。）より履行の日（当該日を含みます。）まで、当社の定める率及び計算方法による延滞損害金を支払うことに、あらかじめ同意することとします。

## 保証、免責及び債務不履行

### 21. お客様の表明及び保証並びに禁止行為

- 21.1 お客様は、次の事項を保証し、表明します。
- i. お客様は、本約款を締結し、本取引及び本約款に基づき実施される注文その他の取引に基づく義務を含め、本約款に基づくご自身の義務を履行する完全な権限を有しています。
  - ii. お客様は、本契約及び本取引の締結、発注、及び本約款に基づくその他の取引を遂行するために必要なすべての同意を取得しており、また、本約款にしたがって行為する権限を有していま



す（また、お客様が法人の場合、その内部規則にしたがい必要な権限を適切に授権され、取得しています）。

- iii. お客様は、投機的な投資を行うリスクを引き受ける意思があり、財務その他の面でその能力を有しています。
- iv. お客様がその目的を問わず当社に提供する証券その他の資産は、本約款及び差入担保の制約を受け、一切の担保権、先取特権、質権その他の負担が付されていないものとし、お客様は、当該証券その他の資産に対する完全な権利を有することとします。
- v. お客様は、すべての税務上の法令、為替管理要件、認可及び登録要件等ご自身に適用されるすべての法を遵守しています。
- vi. お客様、又は、お客様が法人である場合、お客様の取締役、役員もしくは従業員は、反社会的勢力の一員ではなく、反社会的勢力との関係を有していません。
- vii. お客様が当社に提供した情報は、すべての点において完全かつ正確であり、誤解を生じさせないものです。

21.2 上記の表明及び保証は、当社とお客様の関係が継続する間、効力を有するとみなされることとし、お客様が当社に発注し、本取引を行い、指図を出し、又は、本約款及び本取引に基づく義務を遵守する都度、繰り返し行われるものとみなします。

21.3 法人を代表して本契約を締結する者は、法人を代表して本約款を承認することにより、(i) 当該法人を代表して行為する権限、及び(ii) 当該法人を、本約款及び本約款より生ずるすべての義務に拘束する権限を与えられていることを表明し、保証します。上記の署名者が、当該法人を拘束する権限を適式に与えられていなかったことが明らかとなった場合、かかる署名者は、かかる正式な権限を有していなかった結果、当社に提起された請求又は訴訟に係るすべての債務、損失、損害、コスト及び費用につき、当社を免責することとします。

21.4 お客様は、お客様が本取引において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

- i. 新たな建玉又は決済を伴わない状況で、本システム又は本システムの運用に対して不当に負荷を強いる行為

- ii. お客様と当社の間で交わされた電子メール、チャット、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開する行為。
- iii. 当社の役職員（当社が業務を委託している相手方の役職員を含みます。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為等。
- iv. 本システム又はインターネットの脆弱性、取引市場の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
- v. 本システムを改造して、又は本システムに対する補助的手段を利用して取引を行う行為。
- vi. 本システムをソフトウェアによる自動的な注文発注に利用する等、当社が示す使用方法以外の方法で使用する行為。
- vii. 同じ銘柄でかつ売り買いの区分が同じである注文を短時間のうちに連続して発注する行為。
- viii. 本取引を行ううえで合理的とは言えない額の入金を短期間に繰り返す行為、及び少額の出金を短期間に繰り返す行為。
- ix. 未決済建玉の評価損が純資産の2倍を超える状態の両建取引。
- x. 前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をもたらす行為。

## 22. 期限の利益の喪失

22.1 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じ、又は生じる恐れがあると当社が判断した場合には、当社からの通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- i. お客様について、支払いの停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づく更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立、又は私的整理手続の開始があったとき。
- ii. お客様が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- iii. お客様の当社に対する本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、差押がなされ又は差押の命令もしくは通知が発送されたとき。
- iv. お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、又は競売手続の開始があったとき。
- v. 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

- vi. 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき。
- vii. お客様の死亡が確認されたとき。
- viii. お客様又は当社が、司法又は行政機関等から法令にもとづき本取引の停止を命じられたとき。

22.2 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

- i. お客様の当社に対する本取引に係る債務その他一切の債務について一部でも履行を遅滞したとき。
- ii. お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に係る債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押、又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき
- iii. お客様が本約款その他一切の当社との取り決めに違反したとき。
- iv. 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

22.3 お客様は、22.1 及び 22.2 各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直ちに電子メール又は書面をもってその旨の報告をすることとします。

### 23. 免責及び責任制限

23.1 お客様は、以下の各号により又はこれに関連して当社が被った一切の損失、税、費用、コスト及び債務（現在、将来、付随的その他の債務を含み、かつ合理的な弁護士費用を含みます。）につき、当該損失等が当社の重過失又は故意の不履行により生じたものでない限り、当社を免責することとします。

- i. お客様の本約款違反
- ii. お客様の指図に基づく当社による注文の執行又は本取引の実施
- iii. 第 18 条から第 20 条及び第 22 条に基づく当社の権利を含む、当社の権利を実施及び保全するために、当社が講じることのできる措置の当社による実施

23.2 23.1 に基づき当社に提供される免責を受ける権利は、当社とお客様の関係が終了した後も存続することとします。

23.3 当社は次の各号に起因する損失の責任を負わないこととします。

- i. 本システムの利用を妨げるオペレーション上の不具合
- ii. お客様による本システムの利用を妨げる中断
- iii. 通信手段としてのインターネットの利用
- iv. お客様自身のコンピューター・システムに係る事項に起因する損害

23.4 本システムを経由して執行された注文及び本取引に関して、当社は、システム又は通信の不具合もしくは遅延その他の同様の技術的エラーによりお客様が被った損失、費用、コスト又は債務につき、当社に重大な過失がないかぎり、責任を負わないこととします。

23.5 当社は、本約款に基づく当社の義務の不履行、妨害又は遅延につき、かかる不履行、妨害又は遅延が直接又は間接に不可抗力事由に起因する場合、その責任を負わないこととし、当社は、不可抗力事由によるいかなる損失の責任も負わないこととします。

23.6 当社は、本システムに関連して使用するコンピューター・プログラムのお客様によるインストール及び利用に起因する損失について、強行法規に基づきその責任を負うものとされる場合でない限り、その責任を負わないこととします。

23.7 お客様は、お客様のコンピューター・システムにコンピューター・プログラムをインストール及び利用することによって生じる直接又は間接の損害から、本システムを適切に保護する責任を負うこととします。また、お客様は、すべてのデータのバックアップを作成する義務を負うこととします。

23.8 当社は、次の各号に対する責任を負わないこととします。

- i. サービスの提供に起因又は関連してお客様が被った損失、費用、コスト又は債務（当該損失が、当社の重過失又は故意の不履行によって生じた場合を除きます。）
- ii. 本約款に基づく当社の権利にしたがい当社が講じた措置に起因する損失
- iii. 当社の過失その他に起因するか否かにかかわらず、お客様が被った派生的その他の間接的損失

23.9 当社は、規制市場もしくは清算機関の作為又は不作為、又はかかる作為又は不作為に起因して当社が合理的に講じた措置の結果、お客様が被った損失につ

き、当社に重大な過失がないかぎり、その責任を負わないこととします。

- 23.10 本システムは、複数のバージョンで提供される場合があります。これらは、適用されるセキュリティの水準、利用可能な商品及びサービス等様々な点で異なっている可能性があります。当社は、お客様が、すべての利用可能な更新をインストールせず、又は当社の標準的なバージョンと異なるバージョンを使用したことによってお客様が被った損失、費用、コスト又は債務につきその責任を負わないこととします。

## 雑則

### 24. 利益相反

- 24.1 当社及びサクソバンク（その関連会社を含みます。）又は当社に関連するその他の者もしくは会社が、本約款に基づき当社が実施する注文、本取引又はその他の取引に関して重大な利害、関係又は取決めを有している場合があります。
- 24.2 お客様は、本約款に同意することにより、当社が前項及び利益相反規程に定める業務を実施することができ、当社はお客様にこれを通知することを要さず、かつお客様はかかる業務に関して当社に対する請求を行うことができないことに同意することとします。

### 25. 秘密保持、個人情報及び会話の録音

- 25.1 当社又はお客様のいずれも、秘密情報を開示することはできないものとし、また、各当事者は、本第 25 条に定める場合を除き、かかる開示を防ぐためにすべての合理的な努力を行うものとします。
- 25.2 お客様は、適用法、規制当局又は適用される市場の規則によって求められた場合、当社がお客様にあらかじめ通知することなく、かつお客様の承諾なしに、お客様に関する秘密情報の開示を行うことを認めます。
- 25.3 お客様は、本約款に同意することにより、当社が、金融商品取引法及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を含む適用法にしたがい、当社に提出されたお客様についての秘密情報を、25.4 及び 25.5 並びに当社の個人情報保護方針に定める目的のために、個人情報の保護に関する法律における「外国にある第三者」の定義に該当するサクソ

バンク・グループ内の法人に提供することに同意します。

- 25.4 当社は、(i) 規制（マネーロンダリング防止に関する法律を含みます。）の遵守、(ii) お客様との関係の管理、及び(iii) その他当社の業務の一部を委託する目的のために、サクソバンク・グループ内の法人にお客様に関する秘密情報を提供することがあります。当該秘密情報は、日本における保護水準に相当する保護が確保されないデータ保護法を定める国に所在するサクソバンク・グループ企業に提供される可能性があります。
- 25.5 当社は、(i) 当社のために作業する第三者との間で、当社の販売及びマーケティングで使用するお客様の分析を実施するため、及び(ii) イントロデュースング・ブローカーとの間で、デューデリジェンスを実施し、本口座の申し込みを承認するため、秘密情報を共同利用する場合があります。
- 25.6 お客様の個人情報は、本約款に定める目的を実施するために必要な範囲を超えて保管されることはありません。お客様は、処理にあたって不正確、不完全又は無関係な、又は、処理を進めた場合にその他違法となる、個人情報の訂正、補足、削除又は停止を求め権利を有しています。
- 25.7 一定の状況において、お客様は、個人情報の保護に関する法律が定める手続きにしたがって、適法な根拠によって個人情報の処理に対し異議を申し立て、当該個人情報の処理に関連して利用可能なその他の法律上の救済を求め権利を有する場合があります。
- 25.8 お客様は、お客様と当社の間で交わされる電話による通話、インターネット上の会話（チャット）及び面談の内容を、当社がお客様から事前に承諾を得ることなく録音する場合がありますことにつき、あらかじめ同意することとします。
- 25.9 当社とお客様の間で紛争が起きた場合又は紛争が起きることが予想される場合、当社は、その裁量で望ましい又は必要と判断したとき、録音又はその反訳を、お客様及びその他の者に対する証拠として、いずれかの当局（監督当局及び裁判所を含みます。）に開示し、利用することがあります。
- 25.10 技術上の理由によって当社が会話を録音できない場合があります。また、当社が作成した録音又はその反訳は、当社の通常の手続きにしたがって破棄されます。

25.11 お客様は、25.8 にしたがって行われた録音に依拠することを期待することはできないものとします。

## 26. 取消権の不存在

26.1 お客様は、本取引の注文の執行後は本取引を取り消すことはできません。金融商品取引法第 37 条の 6 に定める書面による解除の規定は、本契約には適用されません。

## 27. 本約款の変更

27.1 当社は、お客様にとって有利な本約款の変更を通知なしに行う権利を有しています。本約款及び取引説明書の変更は 7.1 から 7.3 に定める方法で行われます。

27.2 お客様にとって不利ではない本約款の変更は、当社が 10 営業日前までに通知することによっていつでも行うことができます。

27.3 お客様による本約款の変更の承諾の前に当社と行われたすべての本取引（当該取引に関する当社及びお客様の権利義務を含みます。）には、本約款の規定が適用されます。

27.4 お客様は、本約款の変更を承諾しない旨を、7.2 に定める期限より前に当社に通知しない場合、本約款の変更を承諾したものとみなされます。

## 28. 解約

28.1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が 22.1 及び 22.2 に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本契約は直ちに解約されることとします。ただし、お客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

- i. お客様が当社に対し解約の指図をしたとき。
- ii. お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- iii. 27.1 に定める本約款又は取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。
- iv. カバー取引の唯一の相手方であり、先物取引及び外国証券売買取引の唯一の直接の取次ぎ先であるサクソバンクが、当社とのカバー取引及び当社からのお客様の委託注文の取次ぎに応じ得なくなったとき。

- v. お客様が建玉を保有していない状況が 1 年を超えて継続した場合で、かつ当社がお客様に解約を通告したとき。
- vi. 21.1 の表明又は保証が虚偽であると認められたとき。
- vii. お客様が暴力的な要求行為や当社の法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき。
- viii. お客様が本取引に係る適合性を有しないと当社が判断し、当社がお客様に解約を通告したとき。
- ix. お客様と当社の信頼関係が損なわれたとき。
- x. 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約を通告したとき。

28.2 本契約が終了した場合、既に実施された又は執行中の建玉は直ちに終了することとし、本約款は引き続き、当該建玉に関して当事者を拘束するものとします。

28.3 当社は、本口座の貸方残高をお客様に送金する前に当社に支払われるべき全額を差し引くことができ、また、当社とお客様の間の一切の本取引が終了するまでかかる送金を延期することができます。

28.4 当社は、お客様に対し、お客様との関係の終了に伴い、お客様の資金を送金する際に発生した費用の支払いを求めることができます。

## 29. 規制当局及び保証制度

29.1 当社は、日本の金融庁、経済産業省及び農林水産省の規制及び監督を受けています。

29.2 当社は、お客様からお預かりしている取引証拠金については、すべて日証金信託銀行株式会社と締結した信託契約により、当社固有の財産とは分離して保管しています。この信託保管の対象は、万が一当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。ただし、信託保管は必ずしも、預託した額が返還されることを保証しません。

29.3 当社がお客様に提案する本取引は、日本投資者保護基金の補償対象ではありません。

## 30. 紛争及び苦情

30.1 当社の苦情処理措置及び紛争解決措置については、当社契約の指定紛争解決機関（金融商品取引法に基づき金融庁長官が指定する機関をいう。）である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談セ

ンター（FINMAC）」を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

### 31. 準拠法及び管轄

- 31.1 本約款は、日本国における法令等により支配され、解釈されることとします。
- 31.2 お客様と当社との間の本取引又は契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とします。
- 31.3 本第 31 条の規定は、当社とお客様の関係が終了した後も存続することとします。

### 32. 本約款の位置付け、その他の適用規程等

- 32.1 すべての本取引は、本契約及びすべての本取引がお客様と当社との間の単一の契約を構成するという事実に基づいて行われ、それ以外の場合には、両当事者は本取引を行いません。前記を制限することなく、お客様と当社との間のすべての義務は関連しており、単一かつ同一の商取引上の関係から生じます。
- 32.2 本約款の規定が、いずれかの時点において日本法に基づき違法、無効又は執行不能であるか、違法、無効又は執行不能となった場合、本約款のその他の規定の日本法上の適法性、効力又は執行力は、いかなる影響も受けないこととします。
- 32.3 本約款に加えて、取引説明書が、当社とお客様の間の関係に適用されることとします。
- 32.4 お客様は、お客様が当社に対して有する本約款及び本取引に基づく権利義務については、当社の同意なしにはこれを他に譲渡し、担保として差し入れ、権利を設定し、継承しその他の処分をしないこととします。
- 32.5 当社は、本約款及び本取引に基づく当社の権利義務を、取引の種類により、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者又は商品先物取引法に基づく免許を有する商品先物取引業者に譲渡することができます。
- 32.6 お客様が実施するすべての取引は本約款の適用を受けることとします。

- 32.7 本約款に定める権利及び救済方法は並存し、法によって与えられる権利又は救済方法を排除しません。
- 32.8 法又は本約款に基づく権利、権限もしくは救済方法の行使における当社の遅延もしくは不作為、又はその部分的なもしくは瑕疵ある行使は、
- i. 当該権利、権限又は救済方法の追加的その他の行使を損なわず、妨げないこととし、
  - ii. 当該権利、権限又は救済方法の放棄として取り扱われないものとします。
- 32.9 本約款の違反に対する権利放棄は、（放棄する当事者が書面によって明示的に同意しないかぎり）同じ規定の将来の違反に対する権利放棄、又は、特定の違反の継続の承認と解釈されないこととします。
- 32.10 当社又は第三者は、本約款の翻訳をお客様に提供している場合があります。本約款の原本である日本語版は、お客様及び当社を適法に拘束する唯一の版であることとします。(i) 原本である日本語版と、(ii) 本約款のその他の翻訳との間に相違がある場合、当社のウェブサイト <https://www.home.saxo/ja-jp> において提供されている、原本である日本語版が優先することとします。
- 32.11 お客様は、当社が日本の土曜日、日曜日及び祝日に休業することを承諾します。

## 別紙

## 33. 外国為替証拠金取引

- 33.1 本取引は、為替相場の変動に基づく通貨の将来の一定の時期に行われる売買取引（先渡し取引）です。銀行間為替取引市場のスポット取引を原資産とする取引とフォワード取引を原資産とする取引があります。
- 33.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の通貨を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。
- 33.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 33.4 本取引において、取り扱う通貨ペア、先渡し決済日、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 33.5 お客様は、当社が、通貨ペア、先渡し決済日、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 33.6 お客様は、当社が前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 33.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。
- 33.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむを得ない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。
- 33.9 本取引における通貨ペア、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社のために従って、お客様があらかじめ指図することとします。

33.10 本取引に適用される価格及びスワップポイントは、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格及びスワップポイントの他は主張できないこととします。

33.11 当社は、お客様が決済取引を行うまでの間、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるスワップポイントを取引証拠金に振り替えます。スワップポイントがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。

## 34. 外国為替オプション取引

- 34.1 本取引は、33.1 に定める外国為替証拠金取引（本第34条において「原取引」と言います。）に係る権利を売買する取引（店頭オプション取引）です。
- 34.2 前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された通貨の組合せを言います。）の売玉又は買玉を、あらかじめ指定された価格（本第34条において「権利行使価格」と言います。）で、あらかじめ指定された日（本第34条において「満期日」と言います。）に建てることのできる権利（本第34条において「オプション」と言います。）をさします。オプション取引において、オプションを買い付けた側（本第34条において「買方」と言います。）が保有し、オプションを売り付けた側（本第34条において「売方」と言います。）は権利の行使に応じる義務を負います。
- 34.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 34.4 本取引において、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 34.5 お客様は、当社が、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最

大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

- 34.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 34.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。
- 34.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむを得ない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。
- 34.9 本取引における原資産、注文の数量、オプションの種類、権利行使価格、満期日その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。
- 34.10 お客様がオプションを買い付けるときは、買い付け代金を当社に支払います。買い付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金から差引かれます。
- 34.11 お客様がオプションを買い付けるときは、お客様は必ず事前に当該サブ口座における現金（純資産のうち必要証拠金額を超える余剰部分に相当する取引証拠金を言います。以下同じです。）の残高を確認することとし、その現金が買い付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。
- 34.12 オプションを買い付けた結果、当該サブ口座における現金が不足する状態（現金残高がマイナスの状態）となった場合は、お客様は、直ちに他のサブ口座から当該不足額以上の金額を移動させるか、当社に送金のうえご自身で移動させることとします。
- 34.13 当社は、当社が定める日時までに、前項に定める振替を確認できない場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。
- 34.14 前項に定める決済を行った後でもなお現金が不足する状態である場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量

により、成行注文による反対売買によって、本口座内のお客様の他の建玉を決済します。

- 34.15 お客様は、前2項に定める決済についてあらかじめ同意することとします。
- 34.16 お客様がオプションを売り付けるときは、売り付け代金を当社が支払います。売り付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金に加算されます。
- 34.17 本取引の未決済建玉は、反対売買（転売又は買い戻し）により差金決済することができます。ただし、差金決済が可能なのは、原資産、オプションの種類、権利行使価格及び満期日が同一のオプション同士に限ります。
- 34.18 買方が 34.20 から 34.24 に定める権利行使を行った場合は、オプション取引は原取引に移行します。
- 34.19 満期日に権利行使が行われない場合は、オプションは消失し取引は終了します。
- 34.20 買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。満期日においてこの条件が満たされている場合、当然に権利行使が行われます。満期日においてこの条件が満たされていない場合、オプションは当然に消失します。
- 34.21 権利行使は、満期日における米国東部標準時午前 10 時に行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。
- 34.22 権利行使が行われると原取引に建玉ができます。ただし、権利行使と同時に当該建玉を決済するようにお客様が設定している場合を除きます。
- 34.23 権利行使によって原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。
- 34.24 満期日までの残存期間が 1 週間以内になると、転売及び買い戻しは制限されるようになり、為替相場の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

**35. 貴金属証拠金取引**

- 35.1 本取引は、当社が指定する貴金属相場の変動に基づく貴金属の将来の一定の時期に行われる売買取引（先渡取引）です。
- 35.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の貴金属を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。
- 35.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 35.4 本取引において、取り扱う貴金属と通貨の組合せ（本第 35 条において「貴金属ペア」と言います。）、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 35.5 お客様は、当社が、貴金属ペア、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 35.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 35.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。
- 35.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。
- 35.9 本取引における貴金属ペア、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。
- 35.10 本取引に適用される価格及びスワップポイントは、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提

示する価格及びスワップポイントの他は主張できないこととします。

- 35.11 当社は、お客様が決済取引を行うまでの間、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるスワップポイントを取引証拠金に振り替えます。スワップポイントがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。

**36. 貴金属オプション取引**

- 36.1 本取引は、35.1 に定める貴金属証拠金取引（本第 36 条において「原取引」と言います。）に係る権利を売買する取引（店頭オプション取引）です。
- 36.2 前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された貴金属と通貨の組合せを言います。）の売玉又は買玉を、あらかじめ指定された価格（本第 36 条において「権利行使価格」と言います。）で、あらかじめ指定された日（本第 36 条において「満期日」と言います。）に建てることのできる権利（本第 36 条において「オプション」と言います。）をさします。オプションは、オプションを買付けた側（本第 36 条において「買方」と言います。）が保有し、オプションを売付けた側（本第 36 条において「売方」と言います。）は権利の行使に応じる義務を負います。
- 36.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 36.4 本取引において、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 36.5 お客様は、当社が、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件



を変更できることにあらかじめ同意することとします。

36.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

36.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。

36.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

36.9 本取引における原資産、注文の数量、オプションの種類、権利行使価格、満期日その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

36.10 お客様がオプションを買付けるときは、買付け代金を当社に支払います。買付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金から差引かれます。

36.11 お客様がオプションを買付けるときは、お客様は必ず事前に当該サブ口座における現金の残高を確認することとし、その現金が買付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。

36.12 オプションを買付けた結果、当該サブ口座における現金が不足する状態（現金残高がマイナスの状態）となった場合は、お客様は、直ちに当該不足額以上の金額を他のサブ口座から移動させるか、当社に送金のうえご自身でメイン口座から移動させることとします。

36.13 当社は、当社が定める日時までに、当社の銀行口座において、前項に定めるお客様の送金による着金を確認できない場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。

36.14 当社は、前項に定める決済を行った後でもなお現金が不足する状態である場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の他の建玉を決済します。

36.15 お客様は、前2項に定める決済についてあらかじめ同意することとします。

36.16 お客様がオプションを売付けるときは、売付け代金を当社が支払います。売付け代金はお客様の当該サブ口座に預託されている取引証拠金に加算されます。

36.17 オプションの未決済建玉は、反対売買（転売又は買い戻し）により差金決済することができます。

36.18 買方が 36.20 から 36.24 に定める権利行使を行った場合は、オプション取引は原取引に移行します。

36.19 満期日に権利行使が行われない場合は、オプションは消失し取引は終了します。

36.20 買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。満期日においてこの条件が満たされている場合、当然に権利行使が行われます。満期日においてこの条件が満たされていない場合、オプションは当然に消失します。

36.21 権利行使は、満期日における米国東部標準時午前 10 時に行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。

36.22 権利行使が行われると原取引に建玉ができます。ただし、権利行使と同時に当該建玉を決済するようにお客様が設定している場合を除きます。

36.23 権利行使によって原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。

36.24 満期日までの残存期間が 1 週間以内になると、転売及び買い戻しは制限されるようになり、為替相場の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

### 37. 株価指数CFD取引・個別株CFD取引・債券CFD取引・その他証券CFD取引

37.1 本取引は、当社が指定する有価証券、有価証券先物取引、有価証券指数先物取引を原資産としたCFD取引（先渡取引）です。

37.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。

- 37.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 37.4 本取引において、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 37.5 お客様は、当社が、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 37.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 37.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。
- 37.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。
- 37.9 本取引における取り扱い銘柄、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。
- 37.10 本取引に適用される価格、オーバーナイト金利、借入金利及び配当等調整金は、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格、オーバーナイト金利、借入金利及び配当等調整金の他は主張できないこととします。
- 37.11 当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるオーバーナイト金利、借入金利及び配当等調整金を取引証拠金に振り替えます。これらがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することあらかじめ同意することとします。
- 37.12 お客様は、本取引に係る未決済の建玉を保有している場合に、当該建玉に係る原資産又は当該原資産を構成する個別株においてコーポレートアクションが発生したときは、当該コーポレートアクションに関連して当社が行う処理に従うこととします。また、当該処理によって取引証拠金の額や当該建玉が増減することあらかじめ同意することとします。
- 37.13 お客様は、お客様の未約定の注文に係る原資産又は当該原資産を構成する個別株においてコーポレートアクションが発生した場合、当該注文が取り消される場合があることにあらかじめ同意することとします。

### 38. 商品CFD取引

- 38.1 本取引は、当社が指定する商品先物取引を原資産としたCFD取引（先渡取引）です。
- 38.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。
- 38.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。
- 38.4 本取引において、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。
- 38.5 お客様は、当社が、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。
- 38.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。
- 38.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。
- 38.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行う

ことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

38.9 本取引における取り扱い銘柄、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社のために従って、お客様があらかじめ指図することとします。

38.10 本取引に適用される価格は、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格の他は主張できないこととします。

### 39. 株価指数先物取引・通貨先物取引・金利先物取引

39.1 本取引は、国内・海外の金融商品市場における当社が指定する金融商品又は金融指標の先物取引です。

39.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の通貨等を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

39.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

39.4 本取引における取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

39.5 お客様は、当社が、取り扱い銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

39.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

39.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。

39.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

39.9 本取引における取り扱い銘柄、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等については、当社のために従って、お客様があらかじめ指図することとします。

39.10 本取引に適用される価格は、国内・海外の金融商品市場が公表する価格とします。

### 40. 海外商品先物取引

40.1 本取引は、海外の商品市場における当社が指定する商品（コモディティ）の先物取引です。

40.2 本取引の決済は、転売又は買い戻しによる差金決済で行うこととします。実際の商品（コモディティ）を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

40.3 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量及び保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

40.4 本取引において、取り扱う商品（コモディティ）の銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

40.5 お客様は、当社が、商品（コモディティ）の銘柄、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

40.6 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

40.7 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メール又はその両方によりお客様に通知します。

40.8 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

40.9 本取引における商品（コモディティ）の銘柄、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法等につい

ては、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

- 40.10 本取引に適用される価格は、海外商品市場が公表する価格とします。

#### 41. 外国証券売買取引

- 41.1 本取引は、外国証券の売買注文をわが国以外の金融商品市場に取り次ぐ取引です。

- 41.2 お客様は、本取引並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

- 41.3 当社は、もっぱら売買益等金銭的利益の獲得を目的として外国証券取引を行うお客様に向けて本取引を提供します。そのためお客様は、株主総会等における議決権の行使といった株主の権利の一部については制限を受けますので予めご了承ください。ただし配当等の金銭的利益は受け取ることができます。詳細は 41.11 をご参照ください。

- 41.4 お客様が当社との間で行う本取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを本口座により処理します。

- 41.5 お客様は、本取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

- 41.6 お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内

でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

- 41.7 お客様の当社に対する売買注文については、次の各号に定めるところによります。

- i. 本取引については、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ii. 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- iii. 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

- 41.8 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- i. 本取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- ii. 本取引に関する受渡り日は、約定日から起算して4営業日目（当社が指定する取引については別途定める日）とします。

- 41.9 当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- i. 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ii. 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- iii. お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- iv. 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除く。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- v. iii号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

- vi. お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
  - vii. お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
  - viii. お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
  - ix. お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
  - x. お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。
- 41.10 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。
- 41.11 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。
- i. 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
  - ii. 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- iii. 株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、わが国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を i 号の規定に準じて処理します。
  - iv. 株式配当により割り当てられる株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を i 号の規定に準じて処理します。
  - v. 前二号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を i 号の規定に準じて処理します。
  - vi. 外国証券に関し、前各号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を i 号の規定に準じて処理します。
  - vii. 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、当社は、お客様の指示を一切お受けしませんし、議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
  - viii. i 号に定める果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。
- 41.12 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。ただし、電磁的方法により行います。
- i. 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
  - ii. 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
  - iii. 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 41.13 外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類をは当該発行者のホームページ上に掲示いたします。
- 41.14 発行者から当社に交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外 CD 及び海外 CP については 1 年間）保管し、閲覧に供します。

- 41.15 前項のただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。
- 41.16 本取引については、わが国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を 41.8 の ii 号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- 41.17 本取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨によります。外貨と円貨との換算は当社が定めるレートによります。
- 41.18 契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。
- 41.19 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。
- i. 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
  - ii. 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
  - iii. 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又はわが国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関
  - iv. 外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローndリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関
- 41.20 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。
- i. 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
  - ii. 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
  - iii. FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）



SERIOUS TRADING. WORLDWIDE.

本約款は 2018 年 9 月 5 日より適用されます。本約款は、最新の約款が公表されるまで有効です。本約款の最新版は常に、<https://www.home.saxo/ja-jp>で入手することができます。